

役員報酬と報酬委員会のガバナンス

水野満（日本大学）

欧米各国では、2000 年代後半から、ガバナンスの一環として役員報酬に対する株主からの監視の目が厳しくなっており、近年の 'Say on Pay' にみられるように株主が高額役員報酬の歯止めの役割を果たすようになりつつある。欧米諸国に比べ高額役員報酬が少ない我が国では、これまで役員報酬額自体が問題とされることはなく、その代りに報酬額の決定方法に対する透明性のなさに目が向けられている。役員報酬は、株主の利害と一致させるとともに経営者のインセンティブを高める目的で設計する必要があるが、透明性がなくインセンティブを高めることにならない役員報酬は、株主からの不満も多く企業業績の向上にも貢献しない。2002 年度から会社組織として委員会設置会社が認められたが、東証一部上場会社でこの形態を採用している企業は平成 26 年 6 月末現在 2.5% と極めて少ない。委員会設置会社では社外取締役が過半数を占める報酬委員会の設置が義務付けられている。一方、監査役設置会社では、報酬委員会が義務付けられていないが任意で報酬委員会を設置している企業もみられる。

本研究の目的は、報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしているかどうかについて実証的に考察するものである。研究方法は、委員会設置会社と任意の報酬委員会のある監査役設置会社と報酬委員会のない監査役設置会社のデータを基にして、報酬構成（固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション等）を比較調査し、両グループに差があるかどうか分析する。次に、報酬との関係で、売上高、営業利益と 1 株利益の変化率と報酬の変化率の関係を分析する。変化率をみるため、2 年連続して報酬金額 1 億円以上を獲得している同一の役員を各社から 1 名のデータを使用した。調査対象とした連続年度は 2011 年度と 2012 年度であるが、この両年度でデータが取れない場合には 2009 年度～2011 年度の 2 年度のデータを使用した。委員会設置会社で報酬金額 1 億円以上の会社数は、13 社あったが、このうち 3 社は 2 年連続して報酬金額 1 億円以上を獲得している同一の役員がいなかったため調査対象の委員会設置会社は 10 社である。また、監査役設置会社の中で任意の報酬委員会のある会社で 2 年連続して報酬金額 1 億円以上を獲得している同一の役員がいる会社は 38 社である。したがって、調査対象とした委員会設置会社と任意の報酬委員会のある監査役設置会社の報酬委員会のある会社数は 48 社である。一方、任意の報酬委員会がなく 2 年連続して報酬金額 1 億円以上を獲得している同一の役員がいる監査役設置会社は 85 社である。研究の結果、報酬委員会が役員報酬決定に効率的な役割を果たしていることが明らかになった。したがって、監査役設置会社で任意であるものの報酬委員会を設置することに意義がある。